



(塩出議員)

先日、私の地元の方から「親が亡くなり、農地を相続したが、自分は他に仕事をしており農業はしない。このまま遊ばせておくよりも農業者に活用してもらえればと考えているが、どうしたらよいか教えてほしい」との相談を受けました。



近年、農業従事者の減少や高齢化が進む中で、相続しても耕作されていない農地、いわゆる遊休農地の発生が懸念されています。

こうした遊休農地について、相続を受けた本人も何とか農業に活用してもらいたいが、こういった支援があるかわからないという農地所有者も多くいるのではないかと思います。

最近では、スーパーで米の在庫が一時なくなるといったこともありました。その原因は様々考えられますが、農地の有効利用は、遊休農地の発生を防ぎ、食料の安定供給につながりますし、意欲ある担い手へ農地を貸すことによって規模拡大や経営安定が図られることから重要と考えております。

まず、初めに、遊休農地の状況は現在、どうなっているのか教えてください。

【水田農業振興課長】

各市町村の農業委員会が、耕作は可能であるが適切に利用されていない農地を遊休農地として調査しており、令和4年度の遊休農地の面積は、全国で約10万ヘクタール、本県では2,090ヘクタールで、ここ5年間は横ばいで推移しています。

(塩出議員)

耕作されていない遊休農地が新たに発生し、今後も増加していくことが懸念されますが、そうした農地が発生しないよう、また、遊休農地を速やかに解消し、農地を有効に利用していくことが重要だと思います。

県は、これまで遊休農地の発生防止や、遊休農地の再利用に向けて、どのように取り組んでこられたのか教えてください。

【水田農業振興課長】

各市町村・農業委員会では、遊休農地の所有者に対し、適切に農地を利用するよう指導しています。このうち、所有者が自ら耕作する、または、誰かに貸し付けることが困難な場合は、農地中間管理機構がその農地を借り受け、担い手が見つかるまでの間、管理できるようになっています。

県では、農地中間管理機構が借り受けた農地の草刈りや耕起により、遊休農地を再生し、担い手等に貸し付ける取組に対して支援してまいります。

(塩出議員)

県、市町村、農業委員会、そして農地中間管理機構が連携して遊休農地の発生防止に努めているとのことですが、農地中間管理機構とはどのような組織なのか、改めてお伺いします。

【水田農業振興課長】

農地中間管理機構は、平成26年に、農地中間管理事業の推進に関する法律

に基づき、農用地の利用の効率化及び高度化を促進するために創設され、農地を貸したい農家から、農地の有効利用や農業経営の効率化を進める担い手へ、農地の集積・集約化をすすめるための中間的受け皿となる組織として、農地の貸借や売買といった業務を行っています。

本県では、県や農業団体、市町村などの出資で設立した福岡県農業振興推進機構を農地中間管理機構に指定し、その取組を進めています。

(塩出議員)

一般的に農地の貸し借りは、農地所有者と農家の間で行う方が手軽だと思いますが、農地中間管理機構を活用した場合の農地の貸し手と借り手のメリットを教えてください。

【水田農業振興課長】

貸し手については、公的機関である機構が責任を持って農地を借り受けるため、安心して農地を預けることができるほか、機構を通して所有する全農地（10a未満を除く）を10年以上、担い手に貸し付けた場合、一定の期間、固定資産税が減額されるといったメリットがあります。

借り手については、まとまった農地を長期間、安定的に借り受けることができることに加え、複数の地権者からの農地の借り受けにあたっては賃料支払や契約事務が機構に一本化されることから、手続の負担が軽減されるといったメリットがあります。

(塩出議員)

農業者の高齢化や後継者不足といった問題を抱える中で、遊休農地を増やさないためにも担い手へ農地を集積することは本県農業の持続的な発展のためにも欠かせない取組だと考えます。

農地中間管理機構が創設されて以降、どの程度農地集積が進んだのか教えて

ください。

【水田農業振興課長】

農地中間管理機構による集積面積は2,065ヘクタールと新規集積面積全体の約2割となり、年々、農地中間管理機構を通じた担い手への集積は増加しています。その結果、令和5年度の本県における担い手への農地集積面積は44,459ヘクタールで、農地集積率は56.7%と創設前と比べて約16ポイント増加しています。

(塩出議員)

担い手への農地集積・集約を進めるためには、こうした担い手自身の生産性を向上し所得を増やしていく取組にも力を入れていくことが必要であると考えます。

そこで、水田農業の担い手に対して生産性向上のために、こういった支援を行っているのかお答えください。

【水田農業振興課長】

県では、担い手の生産性向上を図るため、農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約化などによる規模拡大に加え、農地の大区画化やスマート農業機械の導入を支援しています。

(塩出議員)

農地は、食料生産の場であるだけでなく、水源かん養や自然環境の保全といった多面的機能を有しています。さらには、農業・農村の活性化につながる基盤であり、地域の担い手による農地集積・集約に加え、新規就農者をはじめとする新たな担い手に農地をあっせんし、将来にわたり農地の有効活用を図ることが重要と考えます。

そこで、将来の農地の有効利用に向けて、どのような取組が行われているの

かお答えください。

【水田農業振興課長】

改正農業経営基盤強化促進法（令和5年4月1日施行）において、さらなる農地の集約化を進めることを目的に、各市町村において「地域計画」を策定することが法定化され、現在、策定に向けた作業が行われています。

地域計画は、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化するものであり、農地1筆ごとに将来の農業を担う者を明確化した目標地図を併せて作成することとなっており、令和7年3月末までに策定する必要があります。

(塩出議員)

「地域計画」は、地域の将来を見据えた持続可能な農業の実現に向けた重要な取組であると考えます。

そこで、こうした市町村が行う「地域計画」に対する県の支援を含め、持続的な水田農業の発展に向けて、どのように取り組んでいくのかお伺いします。

【水田農業振興課長】

県では、各市町村における「地域計画」策定の進捗状況の把握、策定する際の課題やポイントの情報共有、普及指導センターによる地域での話し合いへの参画など、円滑な地域計画の策定を推進しています。

今後は、地域計画に基づき、個別大規模農家や集落営農法人といった担い手を確保・育成し、こうした担い手へ、農地中間管理機構を活用した農地集積・集約化を進めるとともに、大区画化やスマート農業機械の導入による生産性向上を支援してまいります。

こうした取組を通じて、農地の適切な利用を進め、水田農業の振興を図ってまいります。

(塩出議員)

地域計画の策定が令和 7 年 3 月までに必要とのことでしたので、県として各市町村への後押しをしっかりといただくこと、また質問の冒頭にお話しした、相続した農地に担い手がない場合でも、遊休農地とならないよう、県民に対して、農地中間管理事業など、制度の周知をしっかりといただきますようご要望申し上げます。